

令和5年7月19日制定
5教地管第1064号

(名称)

第1条 本会は、都立中央図書館の在り方を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、都立図書館在り方検討委員会（令和3年3月最終報告）の内容を踏まえ、技術革新や社会環境の変化に対応した新たな図書館のサービスの方向性や施設・設備について検討することを目的として設置する。

(検討事項)

第3条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 都立中央図書館のコンセプト、提供すべきサービスの方向性に関すること
- 二 その他、会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 6 座長の会議への出席が困難な場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。なお、議事録については、有識者会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、または座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(オンラインによる会議)

第6条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 委員又は第4条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知りえた情報を他にもらしてはならない。

(設置期間)

第8条 本会議の設置期間は、設置の日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 本会議の庶務は、教育庁地域教育支援部管理課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。